

家畜伝染病予防法の一部改正による 飼養衛生管理基準、及び飼養衛生管理指導指針 一部変更について(令和3年10月1日付)

表題のとおり、**令和3年10月1日付で①飼養衛生管理基準及び②飼養衛生管理指導指針が一部改正されました**。

詳細については、下記をご覧下さい。あわせてHPも参考にしてください。

①飼養衛牛管理基準

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

②大規模農場における①家畜の特定症状確認時の通報ルールの周知徹底②畜舎ごと専用管理者の設置と畜舎飼養頭数上限の設定③伝染病発生時の防疫計画の策定 ③伝染病発生時の埋却地の確保(もしくは代替措置の構築)

②飼養衛生管理指導指針

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/sidou_sisin-4.pdf 豚熱ワクチン接種農場における豚熱発生事例の疫学調査結果から、特に リスクが高いとされた**下記7項目の遵守状況についての確認が厳しくな** ります。

現時点で未遵守項目のある農場は、早急に対応をお願いします。

- 1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目15)
- 2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置と使用(項目16)
- 3. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目17)
- 4. 畜舎に立ち入る者の手指消毒等(項目25)
- 5. 畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置と使用(項目26)

(予畜舎ごとの靴:全ての豚舎に設置!まずは分娩舎と離乳舎から優先的に!

⑤ 畜舎ごとの衣服: 堆肥舎作業や除草など畜舎外で作業した場合必ず着替えを!!

- 6. 畜舎外での病原体の汚染防止(項目28)
- (す畜舎に持ち込む器具(一輪車等)の消毒、

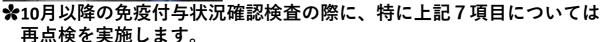
屋外での生体移動の際の消毒済みケージ・リフトの使用=外を歩かせない!

7. 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒(項目32)



5.畜舎ごと専用衣服&長靴 すのこによる仕切り

4.畜舎内手指消毒 ガムテープによる設置



☆遵守項目に関するご相談がありましたら、下記連絡先までお願いします。



愛知県東部家畜保健衛生所 電話(0532)45-1141 FAX(0532)48-8943 時間外緊急 090-8555-9041 090-1725-6037